

千葉県告示第757号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和2年9月17日

千葉市長 熊谷俊人

名称	所在地	指定年月日
(診療所)		
医療法人社団誠徳会 藤森小児科	千葉県花見川区作新台 1-6-1	令和2年8月1日
太田耳鼻咽喉科医院	千葉県稲毛区稲毛東 4-2-2	令和2年8月1日
医療法人社団響心会 幕張ホームクリニック	千葉県美浜区ひび野1-3 イオン幕張	令和2年8月1日
神明整形外科	千葉市中央区神明町33-7	令和2年9月1日
(薬局)		
あおば薬局千葉みなと店	千葉市中央区中央港 1-22-3-1F	令和2年8月1日
つくし薬局 作新台店	千葉県花見川区作新台 1-6-2	令和2年8月1日
きらり薬局 幸町店	千葉県美浜区幸町2-23-1 マルエツ千葉幸町店2F	令和2年8月1日
フルヤマ薬局 千葉シーワン店	千葉市中央区富士見 2-25-1 Aブロック-3	令和2年9月1日